

けんぽQ & A

Series64

Q 9月1日に入社したばかりなのですが、まだ手元に被保険者証カードが届いていません。
緊急で病院に行きたい場合どのようにしたらいいですか？

A 2通りの方法があります。

① 医療機関での支払いを全額自費で支払う。

本来なら、医療機関で被保険者証を提示することで、受診者の負担割合で支払うことができますが、被保険者証の提示ができないことで、医療機関での支払いは全額自己負担で支払います。

ただし、医療機関で受診する際に被保険者として資格がある場合は、後日保険者（健康保険組合）に対して、療養費（10割—受診者割合）の請求ができます。

② 所属する会社にて「健康保険被保険者資格証明書」を発行してもらう。

被保険者証の再交付や検認・更新の際に、被保険者証を手元に持っていない場合に、療養の給付を受ける必要があるときに限り、事業主が被保険者に発行することができます。

これは、事業主からの申請が必要となります。

ひとりひとり1枚ずつの
発行となっております。
大切に保管してください。

